

■議案第86号 四万十町基金条例の一部を改正する条例について

【要旨】

国庫補助を財源として整備した財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律〔昭和30年法律第179号〕第22条により、処分の制限が設けられており、同法施行令〔昭和30年号外政令第255号〕第14条に該当する場合のみ、制限の適用を受けないこととなっていました。平成19年に公立学校施設にかかわる財産処分手続の簡素化と弾力化が図られ、補助事業完了後10年を経過した学校施設等の有償処分については、国庫補助金相当額を学校施設整備のための基金に積み立てることを条件として、返納が免除されることとなりました。

今後、学校施設等を有償で処分することが想定されるため、補助金の返納を行わず基金へ積み立てが出来るよう「四万十町学校施設等整備基金」を創設しようとするものです。

【主な改正内容】

積立基金（基金条例第3条第1項）に、「四万十町学校施設等整備基金」を追加する。

【新旧対照表】

改正後			改正前		
第1条～第2条 省略 (設置)			第1条～第2条 省略 (設置)		
第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。			第3条 積立基金として設置する基金の名称、設置の目的及び積立額は、次のとおりとする。		
基金の名称	設置の目的	積立額	基金の名称	設置の目的	積立額
(1)～(16)省略	省略	省略	(1)～(16)省略	省略	省略
(17) 四万十町学校施設等整備基金	学校施設等の整備に要する財源に充てる。	学校施設等の財産処分したことによって生じたもので、町長が定める額			

【根拠法令】

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（抜粋）

（財産の処分の制限）

第 22 条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各省各庁の長の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、**政令で定める場合は、この限りでない。**

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抜粋）

（財産の処分の制限を適用しない場合）

第 14 条 法第 22 条ただし書に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- （１） **補助事業者等が法第 7 条第 2 項の規定による条件に基き補助金等の全部に相当する金額を国に納付した場合**
- （２） 補助金等の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して各省各庁の長が定める期間を経過した場合

2 第 9 条第 3 項から第 5 項までの規定は、前項第 2 号の期間を定める場合について準用する。